**中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律に係る所在不明株主の株式の競売又は売却に関する特例に基づく異議申述の公告券提出日変更公告　（ひな型）**

**【所在不明株主の株式の競売又は売却に関する公告】**

**65**

　当社は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十五条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第一九七条第一項の株式の競売又は売却をすることとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

　令和●●年●●月●●●日

　　●●県●●市●●区●●町●●番●●号　　　　　　　　　　　　　●●●●●●株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●

　　　　　　記

　　株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所　　　　　　株式の種類及び数　　　株券番号

●●　●●　　　●●県●●区●●町●丁目●●番　　　　　　　普通株式　●●　　　●●●●

●●●●●　　　●●県●●市●●町●丁目●番●号　　　　　　同　　　　●●　　　●●●●

●●　　●　　　●●県●●郡●●町●●●番●●号　　　　　　同　　　　●●　　　●●●●

**所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告　（ひな型）**

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

　令和●●年●●月●●●日　<mark>※1</mark>

　　●●県●●市●●区●●町●●番●●号　　　　　　　　　　　　　●●●●●●株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●

　　　　　　記

　　株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所　　　　　　株式の種類及び数　　　株券番号

●●　●●　　　●●県●●区●●町●丁目●●番　　　　　　　普通株式　●●　　　●●●●

●●●●●　　　●●県●●市●●町●丁目●番●号　　　　　　同　　　　●●　　　●●●●

●●　　●　　　●●県●●郡●●町●●●番●●号　　　　　　同　　　　●●　　　●●●●

※「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に係る所在不明株主の株式の競売又は売却に関する特例に基づく異議申述の公告」と

　「所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告」は３箇月あけて下さい

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律　第十五条第二項・同法第十五条第三項第一号による）

※両公告が掲載された官報は、両公告掲載から３ヶ月後に裁判所に売却・競売の許可を得る際の添付資料の一部となります。

【注】本公告は定款所定の公告方法によらなければならない。

　　　定款に定められた場所以外で公告しても無効となります。

定款に定めがない場合の公告方法は「官報」とされます（会社法九百三十九条四項）